

○違法駐車車両の移動等を行つた場合に徴収する費用の額を定める規則

昭和48年11月19日

規則第74号

違法駐車車両の移動等を行なつた場合に徴収する費用の額を定める規則をここに公布する。

違法駐車車両の移動等を行つた場合に徴収する費用の額を定める規則

(昭54規則10・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条第16項の規定に基づき、同条第2項、第3項又は第5項から第11項までに規定する車両の移動、車両の保管、公示その他の措置をした場合に徴収する費用(以下「費用」という。)の額を定めるものとする。

(昭62規則23・平16規則87・平20規則61・一部改正)

(費用の額)

第2条 費用の額は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、昭和48年12月20日から施行する。

附 則(昭和54年3月7日規則第10号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月30日規則第23号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成8年9月25日規則第60号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第172号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年12月21日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年5月30日規則第61号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭62規則23・全改，平8規則60・平12規則172・平16規則87・平20規則61・一部改正)

区分	費用の額
車両の移動	自動二輪車以外の自動車 10,000円 自動二輪車 5,000円 原動機付自転車 3,000円 その他の車両 実費に相当する額
車両及び積載物の保管	車両及び積載物の保管を委託した委託業者が定める保管料金に相当する額
車両の開錠	車両の開錠を行う業者が定める開錠料金に相当する額